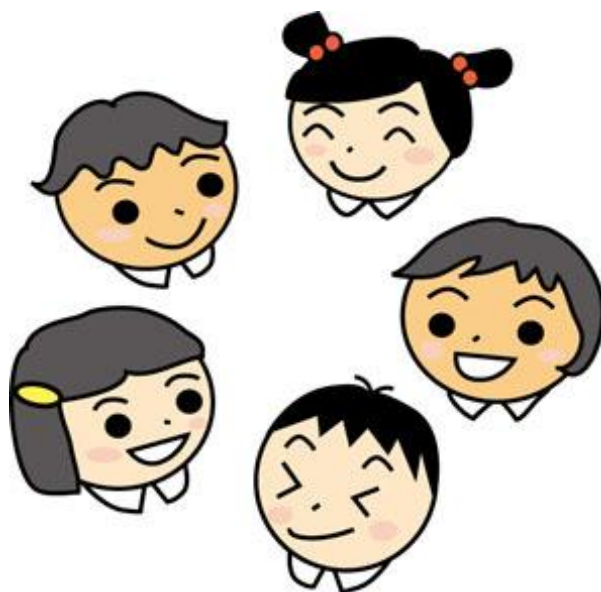


笑顔あふれる学校生活のために

海南市立日方小学校 学校いじめ防止基本方針



平成26年3月31日 作成

令和4年4月 改訂

令和8年4月 改訂

目 次

はじめに	
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	2
(1) いじめに見られる集団行動	
(2) いじめの態様	
3 いじめ防止の学校の取組	3
(1) いじめ防止等の対策のための組織	3
(2) 未然防止	3
ア 道徳教育の充実	3
イ 特別活動の活性化	4
ウ 児童の人権意識の向上	4
エ 授業づくりの改善と工夫	5
オ 開かれた学校づくり	5
カ インターネット上のいじめの防止	5
(3) 早期発見・早期対応	6
ア 早期発見	6
イ 早期対応	8
ウ 関係機関との連携	10
エ インターネット上のいじめの対応	10
(4) 教職員の資質の向上	11
(5) 家庭・地域との連携	12
(6) 継続的な指導・支援	12
(7) いじめの解消についての判断	12
(8) 取組内容の点検・評価	12
4 重大事態への対処	13
(1) 重大事態の判断・報告	13
(2) 重大事態の調査の実態と結果の提供	13



1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条より】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、この定義に基づき行うものとされている。なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的に行うことなく、いじめを受けた、または、いじめを受けた疑いのある児童の立場に立って考えることを基本とし、当該児童の表情や様子及び周囲の児童の状況も含めて確認し、いじめにあたるか否かを判断するものとする。

また、いじめの認知については、国の「基本方針」に示された次の項目に留意する。

- ◆「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」や「悪口（陰口）を言う」などのほか、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。
- ◆「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられることなどを意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の内容を見極め、児童が感じる被害生に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で誹謗中傷された児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

このことに加えて平成29年度3月14日の改訂によって「けんかは除く」とされていたものが、「けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされたことに十分留意して、いじめの認知を行う。





2 いじめの理解

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団行動

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしゃからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。例え、冷やかしゃからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等



3 いじめ防止の学校の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止や対処について組織的に対応するため、学校長が任命した構成員からなる、日方小学校いじめ防止対策組織（以下、「いじめ対策組織」という。）を設置する。

イ いじめ対策組織の構成は、次の通りとする。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学級担任

ウ いじめ対策組織は次のような役割を担う。

- ◆本「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
- ◆いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◆いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◆いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育の充実

学校教育の目標のひとつは、豊かな体験や心情、人間としてのあり方、生



き方の自覚（道徳的価値の自覚）などにより、豊かな心を育てる（道徳教育）ことである。それは、人間としてよりよく生きたいという願いや自覚を育む教育といえる。

各教科の指導をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。

また、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね児童の豊かな情操と道徳性を培い、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

イ 特別活動（学級活動・児童会活動・委員会活動・学校行事）の活性化

特別活動の目標は、児童が互いに理解し、高め合いながら自主的、実践的に集団活動を展開していくことである。学級活動で、自分の意見や考えを交換したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を育てる。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

安心して学習課題を追究できる、みんなが認め励ましてくれる、先生がよく話を聞いて受け止めてくれる、といったことを児童一人一人が感じられれば、学級のまとまりが生まれる。楽しく活動できる場、個の役割が表現できる場、個の意見が表現できる話し合いの場、役割遂行の場をつくることで、児童一人一人が「学校にいたることがうれしい、みんなと学び、活動することが楽しい」と感じることで、互いに思いやる気持ちが生まれ、友だち同士支えあえることができる。また、子どもの人権を尊重するためには、自己主張できること、他人の権利を侵害する行為には、きちんと責任をとらせることも大切である。



エ 授業づくりの改善と工夫

学校を好きになるか嫌いになるかは授業によって決まるといっても過言ではない。児童の学習意欲に応えるために、教師は魅力ある授業を行わなければならない。児童の学習意欲を引き出し、学習する喜びを味わわせるよい授業を実践するには、綿密な教材研究が不可欠である。教材研究を行うことで、指導の目的と児童の実態を的確にとらえた効果的な授業が実現できる。

授業の中心は児童である。常に児童の立場に立って、児童の心情を理解し、自主性を引き出す授業を進めなければならない。児童に温かい心で接し、一人一人を認め励ますようにする。教師は、常に児童の興味・関心や学習への集中の度合い、学習到達度などを把握しながら授業を進める必要がある。

オ 開かれた学校づくり

児童の成長・発達は、学校・家庭・地域社会の教育機能の連携・協力によって促進される。特に今日見られる多様で複雑な教育課題には、学校と家庭・地域社会とが、それぞれの教育機能補完・発揮し、それぞれの教育力を高めつつ連携していくことが求められている。

本校がいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会と定期的に情報交換したり、日方共育コミュニティや学校運営協議会員等の協力を得ながら、いじめ防止のために、家庭・地域社会と積極的に相互協力できる関係づくりを進めて理解を得て、信頼される開かれた学校づくりを進める。

カ インターネット上のいじめ防止

児童にインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかり指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。





(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

どのような社会にあっても、人間としていじめは絶対に許されません。いじめは人権を侵害する大きな問題であるという認識をもつべきである。いじめの早期発見には、「小さなサインに大きな問題」を感じ取る教師の鋭い目と心が必要である。いじめサインの視点には、①児童の表情や態度 ②児童の行動 ③児童の持ち物や服装 ④児童の交友関係がある。

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く持つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知するように努める。

児童へのアンケートと同時に全教職員による「いじめ発見チェックリスト」の定期的な実施によりいじめの早期発見に努めている。

◆「いじめアンケート」の実施（児童）

「いじめアンケート」を実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を出せるように環境づくりに配慮する。

具体的には以下のように実施する。

- ・ 実施回数：3回（6月、10月、2月）

※定期的には上記に実施するが、必要に応じ臨時に実施する。

- ・ 記名方式
- ・ 学級単位・学校一斉に実施
- ・ 低学年用（1～3年）と高学年用（4～6年）を使用

学級担任は、アンケートの結果について気になることがあれば、まず、個々の児童から話を十分に聞く。学校全体の集計、結果の分析、今後の取組等についての考察は、生徒指導部を中心に行う。その後、全職員で共通理解を図る。





◆「チェックシート」の実施（教職員）

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景となる深刻な問題である。教師は常に、いじめはどの学校にも、どの子にも起こりうる現象であり、誰もが被害者となり、加害者となり得るものであるという前提に立ち、児童の実態をしっかりと把握し、早期発見に努め、児童の日頃からの人間関係に敏感でありたい。

「いじめ」もしくは「いじめにつながる」と考えられる事については、当事者への観察のみならず、周囲の児童から情報収集するなど、客観的な事実の収集をする。学校組織として個別の対応をする

◆教育相談の活用、教育相談体制の充実

教育相談は、児童個人の持つ悩みや困難等の解決を援助することによって、児童の心理的安定を図る教育活動である。児童の「心の居場所」となるよう学級づくりを進めながら、一人一人の問題や課題を把握し、一人一人に応じた教育活動を行うことが重要である。

実際には以下のような取組を進める。

- 観察：日常の児童を言語、表情、行動等、多角的な側面から観て、学級全体の雰囲気、学級児童の交友関係等の把握をする。

- 面談：個人面談や保護者を交えた三者面談を実施し、児童の内面、背景、課題等を把握する。保護者からの訴えがあった場合には、「誠意をもって話を聴く」「相手の気持ちに共感する」など謙虚に耳を傾け心広く、穏やかに受け止めたい。学校・保護者と一体になって問題の解決にあたる。

<児童から相談を受けるとき>

- ・児童の言葉を親身になって聴く。児童の言葉に頷いたり話の内容を繰り返したり、児童に寄り添って言葉を返す。ゆっくり耳を傾けていると「聴いてもらっているという安心感」が伝わってくる。
- ・児童をありのまま受け止める。その児童の状態を理解して、焦らずゆったりとかかわり、受け止めるようにする。
- ・日々の教育活動の中でも、児童の考えを十分に聞き、積極的にかかわる。



＜保護者から相談を受けるとき＞

- 保護者の話をじっくり聴き、気持ちや考えを聞き入れる。
- 「すぐに調べてみます」「わかりましたら、すぐにご連絡します」というように保護者の話を受け止めたということを知らせ、行動にも表していく。
- 保護者に具体的な解決方法を示すことができないときは「一緒に考えていきましょう」と伝え、互いに相談しながら対応策を考えていく。

➤連携：個々の児童について教職員間で共通理解をする。児童や保護者への組織的な対応や支援をするために校内教育相談部会を定期的開催する。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携も不可欠である。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の事に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、いじめられた児童、いじめを知らせた児童や保護者の安全と保護を最優先にして対応する。いじめを受けている児童を守り切る組織的な指導体制と各教師の動き等を学校全体で確認し、共通理解を得る。特に児童については、一人にしないことや下校後の生活等についても十分に配慮する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や児童がいじめを受けていると疑われる場合は、短期間のうちに、正しい情報を数多く収集し、対応策の検討・実施など、組織的に対応する。

(ウ) 指導・支援・助言

◆いじめられている児童に対して

いじめられている児童の、辛く苦しい心情を共感的に理解し、思いや願いを受け止め、児童の心に寄り添った指導をする。解消後も、再発の可能性を認識し、児童の心を癒すような事後の指導や継続した観察をする。



いじめが解消したかどうかは、少なくとも「3ヶ月」はいじめが再発しないか見守り、その後本人が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認していじめの解消とする。

◆いじめた児童に対して

いじめている児童・保護者に対してはいじめは、理由のいかんを問わず人権上、断じて許されない行為であることを心情に迫りながら毅然として対応する。いじめられた児童の立場に立って、事実を解明し、具体的に根拠を示しながら指導する。また、いじめた児童の心情やいじめ行為の背景を聞き取り、その子の良さの発見に努めながら、いじめ行為の不等性に気づかせ、根気よく内面に迫る指導を行い、当人の成長を支援する。ただし、当該児童の人間性を否定することのないように配慮する。

◆学級全体の指導として

いじめを取り巻いてそれを見ている児童の心情や状況を理解しながら、「かかわりをもちたくない」「自分がいじめられたくない」「いじめている子が怖い」などの気持ちがいじめを助長させることを理解させ、いじめは自分の問題であることを認識させる。いじめを行った児童を中心に、一人一人の児童への声かけを多くする。

◆保護者への説明

いじめられている児童の保護者の気持ちをうけとめ、いじめ行為の事実や学校の対応を伝え、いじめ根絶のため協力を依頼する。また、学校は児童の健全な育成を願っていることを伝える。

◆指導体制について

いじめられた児童、いじめた児童への継続した相談・指導の体制・方針を明確にするとともに、関係の保護者との継続的な連携と情報交換についての体制・方針を明確にする。

また、いじめ再発防止に向けた人権教育、道徳教育、特別活動、生徒指導等についても見直ししながら取り組みを進めていく。



(工) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者 に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。





(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、子どもの日ごろの人間関係に敏感でありたい。

あってはならないいじめがあるとき、いじめられた児童もいじめた児童も周囲の児童も学校生活に何らの不満をもっていると認識し、学級経営を見直し、改善することが必要である。

いじめ防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」などを活用し、年3回(6月、10月、2月)、校内研修を行う。

*どの子も「かけがいのない存在」として受け止め、一人の児童を多面的にとらえ、児童理解に努める。

*学校・学級が児童の心の居場所になり、自己発揮の場になるようにする。児童が友だちと話し合いながら学習課題を追求したり、実際に体験したことを相互に発表し合ったり、互いに認め合える場を設定した授業を工夫していく。教室が、どの児童にとっても「この学級、学校、この担任のクラスにいてよかった」と思える場であるなら、互いに思いやる気持ち生まれ、友だち同士支え合うことができる。

*学級担任として、学級の集団をよりよく向上させるようにかかわる。望ましい集団には、いじめを許さない雰囲気があり、集団活動そのものに自分たちで問題解決をする能力や自浄するエネルギーがある。

*思いやり・正義感の指導をする。道徳の時間を重視し、各教科や特別活動に、児童が思いやりの心や正義感を感じ得るような体験的なかわりを取り入れる。

*児童の人権を尊重する。その基本は、自分の手で自分を守ること、自己主張できること、そして、他人の権利を侵害する行為には、きちんと責任をとらせることも大切である。



(5) 家庭・地域との連携

連携とは、言うまでもなく信頼のなかで成り立つものである。児童と担任は接する機会も多く、知らず知らずのうちにお互いがよくわかるものだが、保護者とはなかなか会う時間もなく、分かり合うには時間がかかる。

特に、近年は保護者の価値観もいろいろであるので、こちらの価値観を押し付けず、意識的に関係をつくり、お互いの価値観を近づけていく努力が必要である。保護者と学校がお互いにより知り合い、分かり合うようにすると児童は安定してくるので、常に相互理解に向けて努力する。

また、保護者同士の連携、保護者同士の関わり合いやコミュニケーションを高めることも大切である。

一方、「日方地区共育コミュニティ事業」の取り組みを広げ、学校・家庭・地域が児童を取り巻く問題、教育の課題や願いを共有し、地域住民と学校が一体となった活動を通して保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。

いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるようにする。

(7) いじめの解消についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として①「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月を目安とする）②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等により確認する）の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も含めて判断する。

(8) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、必要に応じて見直しを行う。その際、単にいじめの有無や多寡を評価するのではなく、資料等を活用し、教職員が効果的にいじめ防止に努めることができるようにする



4 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 海南市教育委員会の判断に基づき、学校設置者（市教育委員会）が主体となって調査を行う場合、いじめ対策会議は、その調査に積極的な協力を行う。
- エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童とその保護者に対して提供する。
- カ 児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意して、適切かつ真摯に対応する。